

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

天理市議会議長 大橋 基之

天理市議会規則第3号

天理市議会議員の政治倫理に関する規則の一部を改正する規則

天理市議会議員の政治倫理に関する規則（平成23年3月天理市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「認印する」を「二重線を引く」に改める。

様式第2号から様式第8号まで及び様式第12号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。